



Title	両大戦間期における系統農会の組織的発展と経営改善事業
Author(s)	玉, 真之介; TAMA, Shinnosuke
Citation	北海道大学農経論叢, 42, 181-206
Issue Date	1986-02
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/11006">https://hdl.handle.net/2115/11006</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	42_p181-206.pdf



# 両大戦間期における系統農会の 組織的發展と経営改善事業

玉 真之介

## 目 次

はじめに	181
I 両大戦間期における系統農会の組織的發展	183
1 市町村農会技術員の設置	183
2 部落農業団体の下部組織化	185
3 帝国農会の事業団体化	188
II 1920年代農政と系統農会	190
1 主要食糧農産物改良増殖奨励規則の意義	190
2 技術員設置と1922年農会法改正	193
3 農村振興問題と系統農会	195
III 経済更生運動と系統農会の経営改善事業	197
1 経済更生運動と系統農会	197
2 経済更生運動以前の経営改善事業	198
3 経済更生運動期の経営改善事業	200
4 農家簿記の普及と農家小組合指導	201
IV 日中戦争開始と農業共同作業の奨励 —むすびにかえて—	204

## はじめに

同じ農業団体ではあっても産業組合に比べて系統農会の研究が大きく立ち遅れている理由については、農会＝地主団体という図式で事足りりとする視角の問題に加えて、「農会という対象自体に規定される側面」<sup>1)</sup>が指摘されている。すなわち、産業組合が機能的に経済団体としての性格が明瞭であるのに対して、農会はその機能が多岐で、かつ系統の各段階で事業の重点や性格も異なっているからである。

1) 野本京子「農会史研究の動向」『農業史研究会会報』16号, 1984, 13頁。

しかし、系統農会の生涯を通じての最も基本的な性格が何であったかといえば、それは官民協調の農事改良機関であったと言っても大きな誤りはないだろう。<sup>2)</sup> もちろんその組織や事業は時代と共に移り変りはしたが、それは日本資本主義の発展に対応した農事改良機構の在り方の変化と考えられる。そしてこのような基本認識に立つとき、きわめて注目されるのが兩大戦間期における系統農会の組織的発展である。というのも、それは①帝国農会の農政団体から事業団体への変化、②部落農業団体の下部組織への包摂、そして③市町村農会への技術員設置とその国庫補助、の3点にはほぼ集約されるが、これが意味するところは次のようなものと考えられるからである。つまり兩大戦間期の系統農会は〈市町村農会（技術員）—部落農業団体〉という形の農事指導組織として成長する一方、帝国農会が系統全体の事業の中枢になることによって、道府県農会以下の系統もそれまでの道府県勸業行政以上に農林省の農政に一元的に系列化するものとなったということである。換言すれば、明治末までは地方庁を中心として名望家的地主の指導性に依拠して進められてきた農事改良指導が、第1次大戦以降は試験場と結ぶ技術員のもとへ直接耕作者が組織され、かつ国家的、一元的に統制されるものへと編成替されていったということである。〈政府—系統農会—農民〉という戦時農業統制はいわばその完成された姿であった。そして、ここにおける技術員の基本部分が戦後の農業改良普及員制度へ引き継がれること<sup>4)</sup>を考えてみても、この過程は食糧管理法、国営土地改良等と同様に現代資本主義への移行に照応する国家的な農事指導組織の編成過程であったといつてよいものであろう。

---

2) この理解の妥当性については、栗原百寿「帝国農会を中心とした系統農会の農政運動史」【著作集V、農業団体論】校倉書房、1979、「一、系統農会農政運動の意義」を参照。

3) 市町村農会の技術員数は、1939年の1万2千人から戦時下急増して約4万人となっていたが、戦後の農業改良普及員制度はその内優秀なる者6千5百名で発足する。協同農業普及事業二十周年記念会【協同農業普及二十周年記念誌】（資料編）全国農業改良普及協会、291頁、第2国会衆議院農林委員会における山添農政局長答弁参照。また残余の部分をめぐる後の農業団体再編成問題は発生する。

4) 主要な資本主義国、たとえばイギリス、ドイツ、アメリカにおける農事指導組織もやはり民間的なものから地方庁によるものを経て、第1次大戦以降国家的なものへ中央集権化される点で共通である。内山政照編【農業の改良・普及に関する文献資料・その解説】農林省農業総合研究所、1953、78頁以下。

そしてまたその動因についていえば、いうまでもなく米騒動を画期として食糧増産が両大戦間期の農業政策の一基調をなしていたこと、また米価下落や小作争議により地主の農事改良からの撤退が更に進み、替って自作・自小作中農層がその主体として登場してきたことが挙げられる。しかしそこで重要なのは、増産政策の展開が一方的に系統農会の組織的發展に結果したのではなく、組織的發展はむしろ昭和恐慌下の増産政策が停頓した状況のもとでこそ急速に進んだということである。本稿が系統農会の経営改善事業に焦点を定めた理由もそこにある。つまり結論を先取りしていえば、食糧増産政策によって準備された農事改良の機構が、昭和恐慌下の小農民の経営改善への強い欲求を背景として農会の経営改善事業に受けとめられた結果として、急速な組織的發展がもたらされたのである。それは農事改良指導が明治期の「サーベル農政」のように内務行政機構を通じて上意下達的にはなしえず、どうしても担い手である耕作者自身の主体的契機に拠らざるを得ないという段階に照応するものであった。またその意味で系統農会の経営改善事業は農事改良指導が近代的形態へ脱皮する過渡的な形態であったとも考えられるのである。

本稿は以上の仮説的見通しから両大戦間期における系統農会組織の機能と性格の変化を検討しようと思うが、それをすぐさま地域事例について行うことは、各道府県での展開の差が大きいだけに必ずしも適当とはいえない。むしろ概説的でも全国動向の概観から問題を今一歩具体化することの方がここでは必要と思われる。よって、本稿ではまずはじめに両大戦間期における系統農会の組織的發展を（Ⅰ）、次にはその基底的動因となる米騒動後の農業政策と系統農会の関わりを（Ⅱ）、そして最後に昭和恐慌下での系統農会の経営改善事業の展開を（Ⅲ）考察してみることにする。

## I 両大戦間期における系統農会の組織的發展

### 1 市町村農会技術員の設置

両大戦間期における系統農会の組織的發展を最も端的に示すのが、市町村農会における技術員設置の進展である。まず第1表で技術員数、技術員設置農会数の推移を見ると、米騒動をはさむ1917年と1925年の間に一つの飛躍があり、次に経済更生運動期の1932年から39年にもう一つの飛躍があって、

第1表 農会技術員設置の推移

	道府県農会	郡 農 会	市町村農会
1914	126	1,471	3,590
農	1917 138	1,758	4,757
会	1920 141	2,313	4,254
技	1925 449	2,945	6,823
術	1928 446	2,545	8,335
員	1932 326	1,770	8,888
数	1935 571	2,711	10,718
	1939 734	2,184	11,706
技術員設置農会数	1925 47(100)	554(89.8)	6,132(52.8)
	1928 47(100)	555(99.1)	7,069(61.1)
	1932 47(100)	535(95.5)	7,664(66.7)
	1935 47(100)	547(99.1)	9,255(82.9)
	1939 47(100)	551(99.8)	9,847(89.1)

註1) 『帝国農会史稿』(記述編), 農民教育協会, 1972, 758頁。

2) ( ) 内は, 設置農会比率 (%)

第1次大戦前には多く見積っても4割に満たなかった市町村農会における技術員設置が約9割にまで達しているのがわかる。またこの間道府県農会の技術員数も上級機関に相応しく一県当り3人から15人にまで増加を示す。こうして系統農会は、両大戦間期に道府県→郡→市町村を通ずる技術員網を完成させることによって、一本の筋の通ったものとなったといえるのである。

このような農会技術員の設置は、その本を正せば日露戦争を前に1903年に発せられた有名な農会に対する14ヶ条の農商大臣諭達に最初の契機が求められる。しかしその場合も直接的には道府県が農会に対し補助金を交付したことが条件となっており、<sup>5)</sup> しかもその採用は当初より中等農学校卒業以上の学歴が求められ、また採用後も各県農事試験場で養成や研修が制度化されていた。<sup>6)</sup> このことから第1次大戦までのそれが、各県農事試験場と共に各道府県の勸業行政に位置づいていたことは明らかである。しかるに米騒動後には、この農会技術員の技術の普及・指導に果たす役割が国家的な食糧政策

5) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』(記述編) 農民教育協会1972, 752頁。

6) 市町村農会技術員の修学程度についていえば、1935年の調査で、80.3%が農業中学校卒業以上となっており、その他は19.7%に過ぎない。また農会技術員の養成所及び練成施設については、明治末に農事試験場に実習生、研究生等の規程、大正中期に養成所の試験場並設という沿革で共通している。前掲書777~780頁。

にとって重要なものとなるに至った。1926年末だ小額とはいえ、その設置に15万円の国庫補助が開始されたことは、その証左ということができる。

しかし、系統農会内では、それは明治末の大地主の農事改良よりの撤退により停滞した市町村農会活動を活性化させる方策としてその設置が提唱され、<sup>7)</sup> 実際技術員がしばしば地域農業振興の中心として活躍した<sup>8)</sup> というのも見逃してはならない側面である。そして技術員の農村における役割が社会一般に認められたのも、むしろそのような側面においてであった。すなわち、経済更生運動の開始と共に、農会技術員は経営改善、販売斡旋といった農会の事業ばかりでなく、更生計画作成や産業組合の育成など経済更生運動の農村における中心的存在となったからである。<sup>9)</sup> 1933年には全国農会技術員協会結成、34年には第1回全国農会技術員大会開催（以後毎年）など農会の系統を挙げての大運動の結果とはいえ、1937年に300万円の国庫補助が実現して農会技術員の身分保障が達成されるのも、技術員の農村でのそうした役割が認められたからであった。<sup>10)</sup>

そしてそれは、すでに技術員が系統農会の骨格とでもいえるものとなっただけに、系統農会の組織と機構に一段と国家行政機関的性格を付与するものとして、系統農会にとってだけでなく、わが国農政上も画期的な意義をもつものであった。事実この点を踏えないではそれ以後の戦時農政の展開は考えられないといえよう。

## 2 部落農業団体の下部組織化

次に部落農業団体、いわゆる農家小組合の下部組織化についてであるが、この点ではまず、1932年の産業組合法改正でその農事実行組合への法人化と産業組合への法人加入の途が開かれたことをもって、以後産業組合の下部組

---

7) 「市町村農会の活動方法に関する調査」【帝国農会報】第1巻11号、1910。これによれば、市町村農会不振の原因は第1に「大地主往々冷淡なること」が挙げられ、活動を促す方法としては「各市町村に専任の担当又技術員を置いて専心其事業に尽さしむこと」とされている。

8) 飯岡清雄「農村振興と町村技術員」【帝国農会報】第6巻12号、1916にその例が示されている。

9) 帝国農会【農村更生と農会技術員の活動】1936。参照。また1934年1月の衆議院予算委において高橋是清蔵相が農会技術員を讃える発言したことは有名である。

10) その際の紆余曲折については、栗原百寿前掲稿、228～300頁。

織となったというような一面的理解のあること<sup>11)</sup>が問題にされねばならない。つまりそれは農林省の政策意図をそのまま現実の事態と見間違ふものであり、農家小組合をめぐる複雑な動き、種々の対立を無視して事態を誤って単純化するものである。

「正直に申し上げますと、各府県相当に困って居られる問題だと思えます。私共の県でも農事実行組合に早く改組して了ふかどうかと言う問題に付いては意見の対立があるのです。」<sup>12)</sup>という1937年の農山漁村銃後対策協議会における群馬県の発言がそれを象徴している。つまり経済更生運動の中心となった農林省経済更生部に、農家小組合の農事実行組合への一元化と産業組合の下部組織化の意図があったことは間違いないが、それはそれまで農家小組合を育成したきた道府県勸業行政や農務局農政課系列の系統農会とぶつかって意図通り進むものではなかった。それというのも農事実行組合は農業者だけであるために自然部落と構成員を異にしていたことがあり、<sup>13)</sup>またその所管をめぐっては内務省との間でも争いが続く。<sup>14)</sup>この結果として、経済更生部の意図とは裏腹に、農家小組合の法人化も産業組合への加入も戦時体制に至るまで充分展開しなかったというのが、第2表からも明瞭なその実態であった。つまり1938年という時点でも、それは2割に留まり、41年の産組・農会協調の戦時農業統制のもとでよくやく半ばを越えるに過ぎない。しかも

11) 森武磨「戦時下農村の構造変化」『日本歴史』20, 1976が代表的なものである。しかし、これは決して森氏にオリジナルというのではなく、基本的シェーマはすでに井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』中央公論社, 1957年, 第5章に示されていた。

12) 帝国農会『農村漁村銃後対策協議会要録』1938, 149頁。

13) 「唯遺憾な事は現在の農事実行組合の法制が窮窟で、例へば加入資格者が農民に限定されている様な事は非常に不便であり、苟も町村経済更生の爲には村民或は部落民なれば農業者と言はず全部に組合員としての加入資格を持つ様な法律がほしい」同上書, 257頁、愛媛県の発言。

14) 「承りますれば部落常会なるものは内務省系統に於て唱へられて居るとの事ですが、吾々は之迄農家組合は相当の成績を挙げ、又此の組合を充分に活動させるならば、此の更生は出来ると信じ、今俄に新しく部落常会を拵へる必要はないと思えます」帝国農会『西部日本を区域とする農山漁村指導者研究会要録』1937, 10頁、奈良県農会の発言。しかし日中戦争と共に、内務省による部落農業団体への教化施設の統制は強まり、1940年頃農林省と激しく競ったすえに、農業団体統制を契機にそれは内務省系列が明確化される。帝国農会『農業年鑑』1942年度版, 1942, 116頁以下参照。「ファシズムによる農民支配」を唱える人達が、この部落団体をめぐる農林・内務の角逐に、触れようとしぬのは大変不可解である。

第2表 農家小組合数の推移

調 査 年 月	一 般 的 事 業 を 行 う 小 組 合 数					特 殊 的 事 業 を 行 う 小 組 合		計
	総 数 (A)	法人格を有 するもの(B)	内産業組合 加入 (C)	$\left(\frac{B}{A}\right)$	$\left(\frac{C}{A}\right)$	合数	合数	
1928年4月	108,665	—	—	—%	—%	48,774	157,439	
1933年6月	131,428	8,781	3,038	6.7	2.3	103,608	235,036	
1938年9月	174,128	35,711	25,232	20.5	14.5	102,029	276,157	
1941年1月	192,562	127,587	98,548	67.5	51.2	120,352	312,914	

註) 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』1930年3月, 同, 1936年3月, 『農家小組合に関する調査』『帝国農会報』29-8, 1939, 帝国農会『農家小組合ニ関スル調査』1943年3月より作成。

これには道府県間で極端なまでの格差を含んだままであった。<sup>15)</sup>

この意味でもう一度考え直さねばならないのは、農家小組合の基本的性格である。というのも、その事業は農事百般に及ぶものとはいえ、やはりその中心は採種圃、病虫害防除といった生産的の事業と各種品評会といった共励的施設だったからである。その意味で技術員を擁する市町村農会とそれとの関係は薄いはずがない。実際1933年時点における指導団体別農家小組合数も農会が78%を占め、次に続くのは道府県又は市町村の20%である。<sup>16)</sup>そして経済更生運動期における系統農会の事業が農家小組合指導にあったことから言っても、この関係が弱まったとは考えられないし、それは労働力、資材不足によって流通よりも生産が問題となった日中戦争後となれば尚更のことである。農業生産統制の第1段階として1940年に農会法が改正され部落農業団体(法人格を持たないものを含む)の市町村農会加入が行われたのも、それまでの関係があつてのことであつた。こうして系統農会は技術員網に加えて、その下に部落農業団体が組織化されたものとして戦時農業統制の主要機構となつたのである。<sup>17)</sup>

またこのような意味で、農事実行組合の法人加入を含めた産業組合拡充の進展は、農会や農家小組合の事業の中に未分化に存在していた経済事業が分化・独立し、農村内での経済事業(産業組合)と生産事業(農会)の役割分

15) すなわち、それは95%以上を示す北海道や群馬から、10%以下の香川や三重まで、全くまちまちであつた。野本、前掲稿、17頁。

16) 農林省農務局『農家小組合ニ関スル調査』1936。

17) 田中学『戦時農業統制』東京大学社会科学研究所『戦時日本経済』東大出版会、1979、360頁以下を参照。

担が進む過程であったといえる。産業組合と農会との対立もその過程での摩擦として発生したものであり、それゆえ機能的分化が明確となるほどに解消に向ったのであった。<sup>18)</sup>

### 3 帝国農会の事業団体化

系統農会の組織的発展の最後に帝国農会の事業団体化について検討しよう。いうまでもなく「農会の事業を農業指導奨励事業と農業者利益代表事業（農政運動）とに分けてみれば、下級農会はもっぱら指導事業に当り、農政運動は帝国農会および道府県農会がそれを担当していった。」<sup>19)</sup>そしてこの点を踏えた帝国農会を中心とする系統農会の農政運動については、すでに栗原百寿によるすぐれた分析がある。栗原はそこにおいて経済更生運動以降の農政運動を「従来の政党的色彩が抑制されて、官僚的指導が強化されることによって農政運動の主体性をしだいに希薄ならしめてゆかざるをえなかった」とし、「この意味において、この経済更生運動の時期は系統農会の転換期である」<sup>20)</sup>としている。

しかし、そのような農政運動における主体性の希薄化は、決してそのまま帝国農会の組織的弱体化を意味するものではなかった。図1と第3表を見ればそれは一目瞭然である。すなわち、帝国農会は経済更生運動期以降、収入総額を10倍以上に増大させ、また職員も2百名に届くところまで至るのである。しかもそうした収入の増大をもたらしたのは、国庫補助金の量的増大であると共に、それまでは帝国農会を飛び越して直接道府県農会に流れていた補助金が帝国農会が事業の中核となったことの結果として、帝国農会を経由して下部へ流されることになったからであった。すでに別稿で明らかにしたように、<sup>21)</sup>1929年にそれまで道府県農会聯合が経営していた主要都市の販売斡旋所は帝国農会の経営に一元化され、販売斡旋部を中核として青果物の出荷調整が展開されている。同様にもう一つの中心事業である経営改善事業もやはり昭和恐慌期に帝国農会農業経営部を中核として系統が一丸となって展

---

18) 特に対立の焦点となった農会の販売斡旋については、拙稿「帝国農会の青果物販売統制」『農産物市場研究』16号、1983を参照。

19) 栗原百寿、前掲稿、166頁。

20) 同上、224頁。

21) 前掲、拙稿参照。

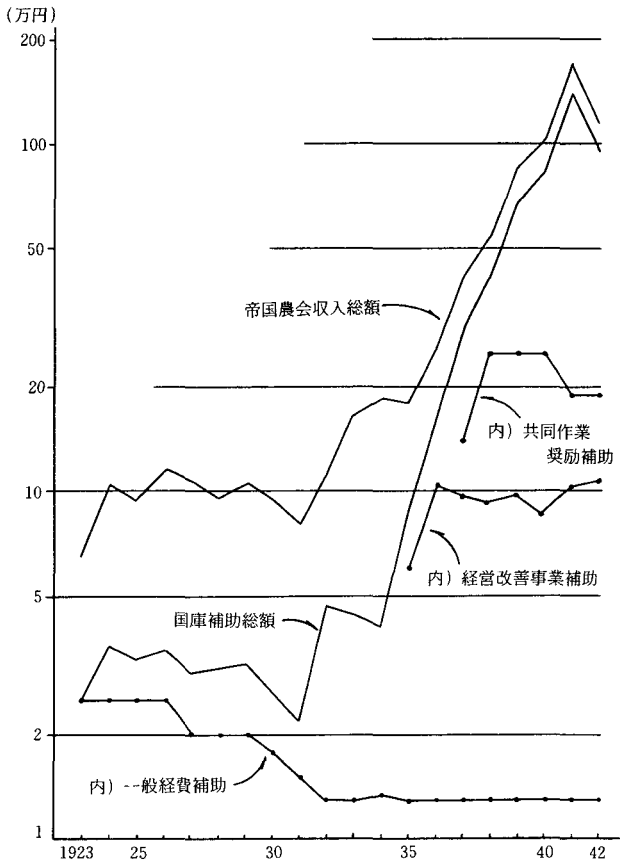


図1 帝国農会における収入と補助金の推移  
 註) 前掲『帝国農会史稿』(記述編) 249, 508, 862頁より。

第3表 帝国農会職員数の推移 (単位:人)

年次	幹事・ 参事	嘱託	書記 ・ 雇	販売		施設		合計
				技術	技手	嘱託	書記・雇	
1922	6	2	1	—	—	—	9	
1928	15	8	15	—	—	—	38	
1932	12	13	9	35	9	16	94	
1937	14	9	35	34	7	27	126	
1942	22	37	61	59	2	12	191	

註) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』(資料編) 農民教育協会, 1972「役職員名簿」より作成。

開されるのである。もちろん国庫補助金がすざましい勢いで伸びているのは日中戦争後であり、それは系統農会が戦時農政の下部機構化した結果であるが、そのこと自体が経済更生運動期に進んだ帝国農会の事業団体化を前提にしていることであり、またその端緒はやはり第1次大戦後に与えられているのである。

以上3点に亘る簡単な考察でも、系統農会が両大戦間に著しい組織的發展を示し、国家的な農事指導組織となったことは明らかであり、それゆえ次にはわれわれも、その最初の契機である第1次大戦後の食糧増産政策にまで立ち戻ってみなければならない。

## II 1920年代農政と系統農会

### 1 主要食糧農産物改良増殖奨励規則の意義

第1次大戦後の農会の組織的發展にとって、その最初の契機として重要なのが1919年4月の主要食糧農産物改良増殖奨励規則（以下改良増殖規則と略す）である。しかしこれまでの1920年代農政に関する議論は、専ら小作制度調査会による小作立法の企画に集中して、この規則には全くといっていいほど注意をはらってきていない。その唯一の例外が大江志乃夫氏である。氏は、米騒動こそ日本農政を地主農政から食糧農政へ転換させる画期であったとして、改良増殖規則に基づく政策展開を、地主に替って自作・自小作中農層を中心的担い手としながら農民を農家小組合に組織化してゆくものであると性格づけている。もちろんそれによって後退を強いられた地主層やそれに包摂しきれない貧農層との間に矛盾を孕みながら。<sup>22)</sup>

これは大江氏ならではの鋭い分析であり、改良増殖規則の意義づけとして正当なものであると思われる。ただし氏の場合は長野県について、しかもあくまで展望として示されたものであることから、以下ではそれをより具体的に全国レベルで検討すると共に、大江氏も言及しておられる1922年の農会法改正との関連も位置づけておくことにしよう。

まず1918年7月の米騒動がいかにも政府を震撼させるものであったかはあえていうまでもないが、翌年4月の改良増殖規則は開墾助成法と共に農業政策

---

22) 大江志乃夫編『日本ファシズムの形成と農村』校倉書房、1978、第1章第4節「主要食糧農産物改良増殖運動の展開」を参照。

に現われたその最初の対応であった。しかもその公布が同時であったことにも示されるように両者は互いに対をなしており、開墾助成法が国内農業の外延的拡大をめざすものであれば、改良増殖規則はその内包的拡大を担当するものだった。もちろん、この食糧問題に対しては1919年7月臨時財政経済調査会へ「糧食の充実に関する根本方策如何」が諮問され、その答申に基づいて朝鮮、台湾などの植民地における産米増殖が展開されることはいうまでもない。とはいえ、米騒動後の農政にとって国内生産力の拡充はやはり一基調であったことを忘れてはならないのである。<sup>23)</sup>

そこで次に改良増殖規則の内容を見るなら、第4表にあるように、道府県に農林省予算で原・採種圃と技術員を設置し、それを中心として道府県による採種圃網の確立を奨励するものであった。そしてこの採種圃網の末端における経営主体として目をつけられたのが農家小組合である。柵橋初太郎は『農家小組合の研究』（産業図書、1955）序文で次のように述べている。

「当時（大正中期）、私は農商務省農務局農産課に勤務し、主要食糧農産物改良増殖の事務を手伝っていたので、かかる組合の機能について知る機会を得たのである。それは第1次大戦後、わが国で喧伝された食糧問題の主なる対策に他ならなかった。その際優良品種の普及奨励の施設としての

第4表 主要食糧農産物改良増殖奨励規則による奨励金交付額

(単位：円)

年	米麦原種 圃設置費	採種圃指 導技術員 設置費	改良増殖 専任技術 員設置費	雑穀甘藷及 馬鈴薯原種 圃設置費	立毛共進 会開催費	郡市町村 農業技術 員養成費	合計	指数
1919	28,830	29,660	14,610	2,970	9,270	9,240	94,580	100
1922	35,580	40,170	30,770	6,940	14,200	19,350	147,010	155
1925	31,350	23,050	31,360	7,370	(1925年) 以降廃上	18,570	111,700	118
1928	32,200	23,530	32,350	4,860	(1925年) 以降廃上	19,860	112,800	119
1931	25,484	23,750	30,450	4,220		(1931年) 以降廃上	83,904	89
1934	22,000	16,220	(1934年) 以降廃上	(1932年) 以降廃上		(1931年) 以降廃上	62,900	67
1937	22,790	15,380					63,970	68

註) 農林省官房総務課編『農林行政史』第2巻、1957、426頁より。

23) 大豆生田稔「1920年代における食糧政策の展開」『史学雑誌』91編10号、1982、及び1920年代史研究会「1920年代の日本資本主義」東大出版会、1983、特に、第8章と第10章を参照。

作物採種圃の経営は、農家小組合の機能中、特に重要なものとして関係当局および団体等によって注目されていた。」(1頁)

このことは事実、農林省『農家小組合ニ関スル調査』(1930)で「各府県ニ於ケル奨励施設ノ沿革概要」を見れば、「大正八年以後主トシテ食糧農産物改良増殖奨励ノ主旨ニヨリ町村農会ノ下ニ農事実行組合ノ発達ヲ奨励セリ」(神奈川県)、「府ニ於テハ大正九年主要食糧農産物改良増殖奨励技術員設置以来、講習、講話ノ方法ニヨリ奨励シツヽアリ」(京都)などその直接的関係が明らかである。こうして1919年から大正末年までの8年間に46道府県中実に34道府県が農家小組合の組織的普及を開始し、すでに開始したいところを含めれば39道府県に達したのである。<sup>24)</sup>

米麦採種圃面積が第5表のように、1919年から31年にかけて米で10倍、麦で6倍という急激な増加を示すのも、以上のような農家小組合の全国的普及の結果であったということが出来る。水稻については1927年より全国を9区に分けた指定試験地の制度が開始され、それまでの純系淘汰に替って近代的育種法に基づく人工交配の優良品種(いわゆる農林番号品種)の選抜、普及が開始されてゆく<sup>25)</sup>が、この農家小組合を末端とする採種圃網こそその普及回路にほかならなかつたのである。

第5表 米麦採種圃面積の推移  
(単位：町)

	米	麦
1919	965.2	449.9
1922	1,946.7	1,240.0
1925	3,503.1	2,066.5
1928	4,820.5	1,864.4
1931	9,342.9	2,626.5
1931 / 1919	9.68	5.85

註) 農林省農務局『主要食糧農産物改良増殖奨励事業要覧』1932年より。

24) 竹中久二雄編『集落組織の展開と地域農業』農林統計協会、1980、53頁の表3-1を参照。

25) 崎浦誠治『稲品種改良の経済分析』養賢堂、1984、第2章「戦前の品種改良」を参照。

## 2 技術員設置と1922年農会法改正

更に改良増殖規則はもう一つ、市町村農会における技術員設置の契機ともなるものであった。しかしその関係は、それがかなりの費用を伴うものであっただけに農家小組合ほど単純ではない。というのも、1920年4月の第1回主要食糧農産物増殖改良協議会決議は、「町村ニ於ケル技術員ハ町村又ハ町村農会ニ設置スルヲ原則トス」とする一方、早くも「町村ニ於ケル技術員ノ優偶法トシテ国庫ヨリ相当ノ補助金ヲ交付セラレタキコト」を提起していた。<sup>26)</sup>しかし当時の政府に国家予算をもって市町村に技術員を整備する条件はなかったことは、すでに見た技術員への国庫補助の歴史的推移からも明らかである。しかも実際の市町村における技術員設置状況（第6表）も大半は市町村農会でなされていた。このことからいっても、当時の政府にとっては市町村レベルでの技術員は系統農会において自主的に進められることが最も望ましい道であったといえる。しかし、そのためには少なくとも市町村農会の財政的基盤がかなり強化されることが最低の条件だったのである。

第6表 市町村における技術員設置の状況

		技術員		内				設
		設置	技術	市町村	市町村	数ヶ町村	郡又は郡	道府県又
	市町村	市町村	員数	市町村に	農会に	又は農会	農会技術	は道府県
	(設置率)	(設置率)		市町村に	連合して	連合して	員に駐在	農会技術
				員に駐在				員に駐在
1922	実数	3,175	5,025	1,024	3,101	53	540	297
	%	(26.7)	100	20.4	61.7	1.1	10.7	5.9
1927	実数	6,940	7,035	971	5,245	96	445	678
	%	(57.9)	100	13.8	74.6	1.4	6.3	9.6

註) 農林省農務局『主要農産物改良増殖協議会要録』1926年、及び同『主要食糧農産物改良増殖奨励事業要覧』1932年より。

農会の積年の悲願でありながら政府が拒み続けてきた会費の強制徴収権が、1922年農会法改正でついに系統農会に付与されたのは、以上のような事態への政府の対応ということができよう。しかもそれは滞納の8～9割は寄生地主で、また会費も地租割が75%（会員割16%）を占めたこと等からいっても、寄生地主はじめ土地所有者により一層の負担を強いるものであったこ

26) 農林省農務局『主要農作物改良増殖協議会要録』1926。

とが重要である。<sup>27)</sup>長野県で地主による農会反対運動が起きたのも当然の結果である。<sup>28)</sup>ともかく、この改正によって、1920年465円であった1町村農会平均会費収入は1924年には倍の940円となり、<sup>29)</sup>第6表のように市町村農会技術員のみが1922年から27年に大幅に増加したのであった。そしてこのことが、採種圃の整備や農家小組合の指導といった改良増殖規則に発する施策もしいに市町村農会の事業の一つに組み入れられてゆくことに結果したことはいうまでもないであろう。

しかし、1922年農会法改正の意義は以上の点に留まるものでは決してない。総代制が導入され、しかもその選挙方法に18歳以上の男女普通選挙が採用されたことも以後の農会の組織的発展の性格を考える上で重要である。確かにそれは政友・民政の政党間の政争に利用され、本来の普通選挙としての機能を果たしたかどうかは検討を用する。しかしそれが耕作農民の選挙への参加によって、農会に農民の利益代表機関としての形式を整えさせるものだったことは間違いなく、実際1931年、35年の選挙では農民組合や無産政党を背景とする当選者が約9百名、また若干とはいえ女子や20歳未満の総代も選出されている。またそれは農家小組合との結合強化を目的とした34年改正で選挙区の設定も認められ、35年選挙では農家小組合長を兼ねる総代が全国で約3万人、全体の15.3%を占めたのであった。<sup>30)</sup>

しかし1922年の農会法改正でやはり最も重要なのは、農会の事業が5項目に明文化され、その中に「農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設」が加えられたことである。というのも、これが意味するところは販売斡旋事業と経営改善事業のことであり、しかも1920年反動恐慌以降の事態が食糧危機の深化というよりはむしろ農村における不況として進展しただけに、両事業が

---

27) この1922年改正と会費の強制徴収権については、前掲『帝国農会史稿』（記述編）第2章第4節、「新農会法の制定とその意義」を参照。そこでは、在村耕作地主の強い要望により、貴族院の強い反対を押し切って制定された経過が詳しい。また、農商務省側でその中心となったのは小作法案の立て役者石黒忠篤であった。また、会員割と地租割の比率については、農林省農務局『農会ニ関スル調査』1933、56頁。

28) 大江志乃夫、前掲書、79頁。

29) 前掲『農会ニ関スル調査』、67頁。

30) 渡辺侯治『農会経営と農業問題』橘書店、1941、第9章「農会の総代選挙」を参照。また、森武磨編『近代農民運動と支配体制』柏書房、1985がその町村レベルの分析を行なっている。

農会の活動からも農政上からも重要な位置を占めるものとなったからである。

### 3 農村振興問題と系統農会

「我国の農村問題を通俗の別ち方で便宜上二に別けて見ますと、一は所謂農村振興問題で、他の一が小作問題であります。所謂農村振興問題と云ふのは之を能く吟味して見ますと、国家の内部に於きまして農村・農業というようなものの地位を改善してやろうと云ふことの諸問題であります。」<sup>31)</sup>

これは1924年10月の第1回地方小作官講習会における小作課長石黒忠篤の講演「小作問題概要」の一説である。ここからも1920年代農政が小作問題と並んで農村振興問題を重要な政策課題としていたことがわかる。それは第1次大戦以降引き続く産業的発展、特に都市の人口的、文化的発展に対して、農村は反動恐慌以降米価の低迷、自給経済の崩壊などで経済的に疲弊し、両者の経済的・文化的格差が拡大していたからであった。そしてそれが都市労賃の上昇などと共に小作争議や農民運動を高揚させる遠因となっていたのである。

1925年、積年の課題であった農林省の独立がついに果され、同時に農林省の予算費目に農村振興補助費が新設されたのも、以上のような状況を背景としていた。そしてその費目の中身を見ると、従来からの農業倉庫建設奨励金、副業奨励金に加えて、新たに農業共同施設奨励金、共同籾倉庫並共同乾藪装置助成金、林業共同施設奨励金、畜産共同施設奨励金などの各種共同作業の奨励が重要な特質をなしていた。<sup>32)</sup>これは第1次大戦後の農村労働力の急激な流出と農村不況を背景とした、わが国農政史上初の共同化奨励施策であったと思われる。

果してこれがどの程度の実施を見たかについて検討する用意はここではないが、帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』（1941）にある秋田県平鹿郡旭村の報告（栗原百寿筆）には次のようにある。

「当部落の共同作業は最初の試みではなく、すでに大正末から昭和初頭にかけてこれを実施し、結局失敗した経験の上に再びはじめられたもので、

31) 農林省農務局『地方官講習会講演集』帝国農会、1925、4頁。

32) 安富邦雄「戦前昭和期の農業補助金と農村対策」『商学論集』45-3、1977、14頁以下。

それだけに地についた形で進められているものごとくである。

大正十五年～昭和五年の共同作業は県、郡、村当局の上からの奨励により、作業能率を向上せしめ他町村からの雇傭労働を無くし、他町村に雇傭労働に出ることによって収支バランスを得んとした農業経済的立場から実施された<sup>33)</sup>

このように、県・郡・村当局の奨励で不況対策として実施されているのが、この期の共同作業の特徴であり、後の系統農会による共同作業とは性格を異にしている。そしてその失敗の原因<sup>34)</sup>からいって、同様な事態が全国的に見られたと考えることも大きな誤りはないと思われる。つまりそれは農林省が農村振興施策の中心に据えた直接的な共同作業の奨励が、意図したような実績を挙げるに至らなかったことを意味している。そしてこの意味から、1929年に農村振興補助費の中に新たに登場した農産物配給改善助成金8万8千円と農業経営改善助成金3万3千円の意義は小さくないといえよう。

なぜなら、前者はすでに別稿<sup>35)</sup>で明らかにした道府県農会聯合経営の販売斡旋所を帝国農会の一元的経営にするための費用であり、道府県農会の販売斡旋事業が相当の実績を上げ、全国的需給調整のために一元化の経営が求められるに至った結果であった。また後者は、帝国農会農業経営部を中心に進められてきた道府県農会での農家経済調査と農家経営改善指導を拡充するため20府県で専任職員を増員するための費用であった。つまりこれは、先の共同作業とは対称的に、系統農会の両事業には着実な伸長が見られ、しかもそれがついに帝国農会を中枢として全国的に一元化される段階にまで達したということであった。そしてそこではすでに見た技術員の設置や農家小組合の組織的普及が複合的に作用していたこともいうまでもない。こうして系統農会は農林省の農村振興政策上での位置を高めながら、技術員の設置を中心とする組織的発展の内に昭和恐慌を迎えるのである。

---

33) 帝国農会『労力調整より観たる部落農業団体の分析』1941、76頁。

34) その原因としては、清算方式が時間勘定による労賃清算であったため、家族労働力の多い農家は潤い、少ない農家は貧窮化して両極分化が強まった。また、質銀清算のため貨幣経済が強制的に侵入し、自然経済に立つ農家が混乱を来た。同上書76～77頁。

35) 拙稿「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」『土地制度史学』95号、1983。

### Ⅲ 経済更生運動と系統農会の経営改善事業

#### 1 経済更生運動と系統農会

1932年のいわゆる第63救農議会をもって日本農政史上に大きな画期が画されることはいうまでもない。それは救農土木事業、負債整理法、経済更生計画などの登場に象徴されるが、他方で農産物の過剰によりそれまでの食糧増産政策が後退したというのも反面における特徴であった。それは農林予算が端的に示している。それまで全体の6割までを占めていた開墾助成費などの産業奨励費が2～3割の所まで落ち、改良増殖費も削減されてしまう（第4表参照）のである。<sup>36)</sup>

このことは、それが組織的発展の起動力であっただけに系統農会にとっては新しい事態を意味した。しかしそれ以上に系統農会を驚かせたのは、経済更生運動がいわば産業組合中心主義のごとく打ち出されたことである。それは確かに当時の主要な政策課題であった低利資金の供給や米・繭の自治的販売統制にとって産業組合拡充が最も適格的であったからであるが、農村計画はいわば系統農会の専断特許であっただけに農会の受けた衝撃は大きかった。

「本事業に関しては最初種々の誤解が伝へられたが、本来自力更生を根底とする事業なるを以て、系統農会は、産業組合と共に、計画は勿論、実行に対し中心となって指導に当らねばならぬ」<sup>37)</sup>として、1933年1～2月、46道府県のすべてで農林省係官出席の下、「農村経済更生計画協議会」が開催されているのも、そのような農会内での動揺を静めるためのものであった。しかしともかくこの協議会を転機として、経済更生運動の中での農会の役割は確認され、以後岡田温を先頭に系統農会は経済更生運動に積極的に取り組んでゆくことになるのである。

この意味で次に、系統農会による経済更生運動の独自の形態である経営改善事業について検討されねばならないが、その前に確認されねばならないのは昭和恐慌下での農事指導の性格変化である。というのも、第1次大戦後の

---

36) 安富邦雄，前掲稿，23頁参照。

37) 『帝国農会報』23巻1号，1933，88頁。

農事指導は試験場と結ぶ技術員が中心となるという意味で一定の近代化はとじていたが、その指導内容についていえば、米麦などの優良品種や増収技術の普及を中心とするという意味では、日露戦後当時と大きく変わることはなかった。ところがそれも昭和恐慌の下での広範な農家経済の危機に直面して農事指導も農業生産の担い手である小農民経営の立て直しと安定化という課題を中心に据えざるを得なくなったのである。1932年の自給肥料改良増産規則や小麦増殖奨励規則なども、同じ増殖ではあっても食糧政策というより小農経営の安定化により重点を置くものだったといえる。その意味で系統農会の経営改善事業はまさに、昭和恐慌の下で増産技術の普及のみには留まられなくなった農事指導の新しい段階に対応するものだったのである。

## 2 経済更生運動以前の経営改善事業

系統農会の経営改善事業の始発は、1923年に農商務省指定の事業として開始された農業経営改善調査である。これは小作制度調査委員会の答申により、すでに1921年から1府20県農会に依託して開始されていた農家経済調査とは姉妹関係にあるが目的が異なる。すなわち、農家経済調査が農家経済の正確な実態把握を目的とするのに対して、これは経営改善指導のための指針を得るところにあり、22年の農会法改正で国庫補助が15万円から30万円に増額されたのを期に、農家経済調査の拡充と合わせて開始されたのであった。そのためその調査方法も、全国に大経営7、中経営45、小経営88、部分共同経営47、共同経営11を指定する一方、中央には学者、官僚、篤農家（横井時敬、那須皓、矢作栄蔵、岡田温、石黒忠篤、小平権一、清水及衛、宗像利吉等）からなる農業経営審査会が組織され、あらかじめ指定経営の営農計画を審議・検討した上で経営調査が行なわれた。またこの実行のために、全道府県農会に専任職員2名が配置され、彼らを中心に調査と共に調査結果の印刷刊行、そして一般農家向けの経営改善指導が取り組まれたのである。<sup>38)</sup>

それはたとえば北海道・新潟での農業経営改善通信指導、山形の農業経営研究会、福島・山口の農業経営共進会、兵庫の農業経営審査会、群馬の経営改善指導者養成など各県農会によりまちまちではあった。<sup>39)</sup>しかし重要な

---

38) 以上、経営改善調査については、前掲『帝国農会史稿』（記述編）394頁以下。

39) 帝国農会『農業経営改善指導事例』1930。

は、各県農業経営主任者による全国協議会が毎年もたれることによって、各県の経験や教訓が交流されて、経営改善指導の大綱がまとまっていったことである。また1925年より帝国農会には農業経営部（主任岡田温）が新設されて、そうした全国の交流とその教訓化の核となった。経営主任者協議会の決議を見ても、当初は調査事務に関する打ち合わせが中心であったものが、1927年には「简单なる簿記様式を作製し広く記帳を奨励」すること、「部落農業組合の設置を奨励し総合的経営改善の指導に努むる事」、1929年には「帝国農会農業経営審査員を講師とし郡、市、町村農会の技術員に対し経営改善指導に関する講習会を開催すること」「部落実行組合を単位とする経営改善の研究指導を行ふこと」などが見られ、<sup>40)</sup>経営改善指導がしだいに具体化し、町村レベル、部落レベルへ降りていっている様子が窺える。そして1931年には、「農業経営指導事業進展に関する件」としてそれらが総括され、①「無記帳式無計算式農業経営を記帳式計算式農業経営たらしむる」こと（経営改善指導上での簿記の位置づけ）、②「集团的農業経営の設計を行ふこと」（部落組合の重視）、③「農業経営改善の直接指導を郡市町村農会を中心に行はしむる」こと、の3点が打ち出された。<sup>41)</sup>また第7表にあるようなそれまでの経営改善調査農家の実績に鑑み、「我が国小農家族的経営改善指導上の指針を示すこと」も提起されたが、それこそ①自給経済の拡充、②農業経営の

第7表 耕地反当所得からみた農業経済調査者と  
経営改善調査者の比較

	農業経済 調査者(A)	経営改善 調査者(B)	比 較 (B/A)
1924	74.58円	89.29円	119.7%
1925	76.43	100.08	130.9
1926	67.12	80.52	120.0
1927	62.27	81.30	130.5
1928	59.16	80.95	138.8
5ヶ年平均	67.91	86.43	128.0

註) 帝国農会『不況打開と農業経営の改善』1931年、  
10頁より。

40) 以上の経営主任協議会決議は、帝国農会『農家簿記普及指導事業の経過と現状』1937、  
23頁以下より。

41) 同上32頁。

多角化，③家族労働力の完全利用，の三つのスローガンである。<sup>42)</sup>これは次に見るように決して観念的なものではなく，むしろ1923年以来の実践から導き出された経験法則であったがゆえに，経済更生運動期の経営改善事業のいわば指導原理となるのである。

### 3 経済更生運動期の経営改善事業

1933年5月の経営主任者協議会は，系統農会の経営改善事業にとって画期となるものだった。というのも，そこでは前年の経済更生運動の提起に応じて，「農村経済更生計画に対し農業経営改善指導の立場よりなすべき事項」が次のように決議されたからである。すなわち，(一)自給経済の充実，(二)生産費の節減，(三)生産増殖，(四)生活改善，(五)販売購買組織の確立，の5項目を更生計画には不可欠なものとして，その実行方法について研究立案することである。<sup>43)</sup>そしてこの中でも一つの重点は自給経済の充実にあった。つまり，この事業のリーダーである岡田温に語らしめれば，「近代的農村問題は，資本主義的政治経済機構と，非資本主義的小農制の不調和」<sup>44)</sup>によるものであり，具体的には「自給経済と貨幣経済の併用による特殊の経済生活を営んでいる」<sup>45)</sup>小農が貨幣経済へ片寄り過ぎた結果である。それゆえ自らの特性を認識して，生活・生産の両面で自給部分を復活させ生活費，生産費を切り下げることが経済更生の基本だというのである。これはまさに過剰人口プールとしての非資本主義的小経営ならではの自力更生主義であって，地主小作問題も小農問題に解消してしまうことを含めて，当時の体制や政策にこの上もなく適合的なものだった。岡田が経済更生運動を代表するイデオログの一人となったのもそのためである。

しかし，だからといって経営改善事業が小農経営の縮小均衡だけをめざすものでなかったことにも注意しなければならない。岡田にしても商品生産を否定したことは一度もなく，むしろそれと自給部分との合理的結合を主張していたのである。<sup>46)</sup>しかも，それを町村レベルで中心的に担っていたのは町

---

42) 農林省農業改良局『大正，昭和時代における農会の営農改善指導の概要(石橋幸雄述)』1951，11～12頁。

43) 前掲『農家簿記普及指導事業の経過と現状』35～36頁。

44) 岡田温『農業経営の再検討』龍吟社，51頁。

45) 岡田温撰集刊行会『農業政策』育生社，32頁。

村農会技術員であったことを忘れてはならない。それゆえそれは、以下のような点で共通していた。すなわち、一つは余剰労働力を利用しての裏作と副業の奨励（経営多角化）である。しかもそれにはそれまでの養蚕に代替して小麦、蔬菜、果樹などの商品作物が選ばれ、またその販売についても産業組合の利用や出荷組合による販売斡旋事業がタイアップされていた。また自給肥料の増産のための有畜農業が奨励される一方、合理的施肥法の研究・奨励が系統農会を挙げて取り組まれた。更に全国に共通しているのが、米麦栽培を優良品種に統一することである。これはまさに大正末からの採種圃網の拡充の結果であった。<sup>47)</sup>

こうして見れば、経営改善事業が従来からの生産改良指導を小農経営の枠内で商品経済的に合理化するという性格を持っていたことは明らかである。それは1936年の協議会決議が「農産物生産販売の総合指導」を改めて強調している<sup>48)</sup>ところからも確認できる。そしてこのような意味からも経営改善事業における中心的活動となったのは、生産・販売・消費を小農経営内で総括し、経営を計画化するための簿記普及事業にはかならなかったのである。

#### 4 農家簿記の普及と農家小組合指導

1933年の協議会決議は、また一方で次のような提起も行なっていた。①「農家経済簿記の普及、特に経済更生樹立町村に対し簡易なる農家経済簿記の全町村普及」、②「農業経営改善の集団指導」である。<sup>49)</sup>前者は、「農林省の計

46) 岡田温「農村経済更生と農業経営」同上書所収、またその点に関して綱沢満昭氏は、「体制擁護、小農維持という眼界内ではあるが、彼の所説の中にしばしば発見されるプラグマティックなセンスを読みとることにあろう。その意味では岡田は山崎延吉と類似しているといえよう」と述べている。綱沢満昭『近代日本の土着思想』風媒社、1969、55頁。

47) 以上は帝国農会「農村更生と農会技術員の活動」全国農会技術員協会、1936にある1府25県49町村の事例のほとんどに観取されるものである。

48) 「農産物の生産と販売とは密接不離の關係にあり其の総合的指導は農会に於て甫めて為し得る處なる」とされている。前掲『農家簿記指導事業の経過と現状』45頁。このような経営改善指導が実際の小農民経営をどのように変えたかについては、本稿の範囲内では検討できないが、栗原百寿が『日本農業の基礎構造』で「小農標準化傾向」を検出した際、その経営内容を「その経営組織は副業的乃至本業的な自営の商品生産を広汎に発展させていわゆる多角的経営をなし、収入の多様と労働配分の合理化を図っている」（『著作集Ⅰ』校倉書房、1974、130頁）と述べていることは、それが農会の指導原理そのままという意味で、今後事例分析をする際重要であろう。

画方針と相呼応し今後左記五ヶ年計画を以て農家簿記普及奨励」を行うものであり、後者は、その場合も特に1町村1部落（1年に千部落）を指定し、全戸に簿記の記帳を行わしめると共に、その共同集計と「成果批判会を開催して当該部落には勿論、当該町村に之を公表し指導をなす」というものであった。<sup>50)</sup>

第8表 系統農会発行農家簿記普及部数

年	普及部数	農家戸数との比	年	普及部数	農家戸数との比
1927	14,918	0.3%	1934	447,094	8.0%
1928	25,681	0.5	1935	566,613	10.1
1929	34,407	0.6	1936	751,198	13.4
1930	44,741	0.8	1937	823,993	14.8
1931	61,870	1.1	1938	641,417	11.6
1932	84,924	1.5	1939	640,831	11.7
1933	148,200	2.6			

註) 前掲『帝国農会史稿』（記述編）、640頁より。尚農家戸数は、各年次『農林省統計』の数字を使用。

第8表のように、系統農会による簿記普及はこの1933年より、それまでとは打って変わって飛躍的拡大に向うが、その手応えは翌年の決議に「前年度の決議に基く『農家簿記普及計画並に農業経営改善集団指導』はその成績極めて著しきものあるを以て更に之が徹底を図る」<sup>51)</sup>とあることにも明らかである。一方この年は新たに「郡市町村農会相互協力の下に町村毎に農業経営改善研究会を組織せしめ、簿記普及設計を中心とし地方事情に則したる農業経営改善指導をなすこと。農業経営研究会は各部落に支部を設け部落農業経営改善の先駆者たらしむること」<sup>52)</sup>が決議された。これは第9表のように、県や郡市レベルで青年層を中心とした経営研究組織が生れていたことを踏えて、それを町村及び部落レベルまで広げようとするものであった。そしてこのように見ても、経営改善事業が部落指導を方針として明確に位置づけるものだったことは明らかである。それは部落を通ずる方法が、その事業推進にとってきわめて有効であったことの反映でもあり、言い換えれば、かつて改良増殖政策によって整備が開始された〈町村農会技術員—農家小組合〉とい

49) 前掲『農家簿記普及指導事業の経過と現状』36頁。

50) 同上書、38頁。

51), 52) 同上書、41頁。

第9表 農業経営改善研究組織の状況

事業主体	組織数	会員数	1組織当り会員数
府県農会	22	27,146	2,412
郡市農会	29	3,911	142
町村農会	11	1,100	110
合計	62	32,157	

註1) 1道3府31県調査。

2) 「農業経営改善青年運動の状況」【農務時報】67, 1936. 1。

う機構が、経済更生運動期には経営改善事業を通じてより強化されていったことを意味するものであろう。

もちろん、1937年時点で82万部、その後の減少からいって実質64万部という簿記普及は、全農家戸数に照せば1割強であり、それがモデル部落ないし中上層農の一部に限定されるものだったことはいうまでもない。しかし森武磨氏も言うように、それが中堅農民層に「経営観念」を培養し、「経営の論理を農民に導入」<sup>53)</sup>することになったばかりではなく、特に農村内において部落リーダーとなる資格として、そうした精農的経営実力を要求するものへ作用したことはまちがいない。実際、1936年の協議会決議は、1933年以來の簿記普及の成果が中堅人物の経営的訓練に止まったことを暗に認めつつ、経営改善大衆化の方策として、この中堅人物の農家小組合に対する指導的活動を次のように位置づけるものだったのである。

〔一〕農業経営改善指導と農家組合指導との聯繫に関する件、昭和八年度農業経営主任者協議会の決議に基き各道府県農会に其の地方の実情に応じ或は道府県を単位とし、或は郡市町村を区域として農業経営改善研究会乃至は農業経営改善同盟等会員相互共励に依る農業経営改善研究団体を組織し経営改善の大衆化、農村中堅人物の経営的訓練等に努力し今日に至れり、而して之等中堅人物は各自の経営改善を通じて一般農家に幾多の活動模範を示しつつあるを以て今後は之等中堅人物を中心とし、農村の細胞団体たる農家組合の必須的事業として簡易なる方法により経営改善を一般化せしめる事は農業経営改善指導の成果を収むる上に於ては勿論農村経済更生実

53) 森武磨、前掲稿、334頁。

行促進上農会の指導部面として最も緊要事業なりと信ず」<sup>54)</sup>

#### Ⅳ 日中戦争開始と農業共同作業の奨励 —— むすびにかえて ——

1937年7月の日中戦争勃発によって農政は戦時農政へと移行する。それは未だ昭和恐慌期の救農政策を継承しつつも、戦争開始に伴う新しい事態、すなわち、徴兵、徴用、軍馬の徴発、軍需工場への労働力の流出、物資の軍需への転換等々による農村労働力と資材の不足を前提としつつ、それが農業生産力の後退や農村の社会的動揺に至ることを防ごうとするものである。1937年の自作農創設維持補助規則によるその拡充、そして1938年の昭和恐慌以来懸案でありつづけた農地調整法、国民健康保険法、農業保険法の一挙成立も、やはり戦時農業生産力の維持増強と銃後農村の安定という課題の登場によってはじめて実現したものであった。その意味では戦争推行という大義名分が農業保護諸立法の前の障害を一気にはき清め、戦後へつらなる農政の枠組みを準備したともいえる。それが更に悪化する食糧事情をも契機としつつ、米穀配給統制法、小作料統制令(1939)、臨時農地管理令、農地開発法、農業生産統制令(1941)、食糧管理法(1942)、農業団本法(1943)と続いてゆくことはいうまでもない。

一方こうした中で系統農会の経営改善事業は、1938年より農業共同作業奨励事業へと発展してゆくことになる。農林省は日中戦争勃発直後「勤労奉仕施設要綱」を通牒し、応召農家への勤労奉仕を提起したが、その形態は様々であり、「長期に涉るとすれば果して此の運動が続くかどうかと疑念が生ずるもの」<sup>55)</sup>であった。この年の農林大臣による帝国農会への諮問は「事変下ニ於ケル農業生産力維持ニ関スル対策如何」であったが、これには戦争の長期化を見越してより恒久的な労働力不足対策が意図されていたといえる。そしてこれに対する帝国農会の答申の柱こそ「可及的に農作業を共同化し労働能率増進に努むること」だったのである。<sup>56)</sup>こうして1938年2月「共同作業全国拡充計画」が樹立される。これは帝国農会を総本部に4～5年で全部落に共同作業を普及するため、一般的事業を行う農家小組合(部落農業団体)

54) 前掲『農家簿記普及指導事業の経過と現状』、44頁。

55) 前掲『農山漁村銃後対策協議会要録』180頁。

56) 前掲『帝国農会史稿』(記述編)986～7頁。

を順次に共同作業実施団体に指定してゆくというものであった。その指定数は初年度の38年早くも10万個、40年には15万個となって、部落農業団体の7～8割に達することになる。しかもそこで重要なのは、この農業共同作業奨励が経営改善事業の機構をそのまま継承したことである。各道府県農会の経営主任が共同作業主任となり、毎年協議会も共同主任者協議会としてこの事業の中核となった。また各道府県農会では共同作業促進施設として、町村農会技術員協議会や農家組合長協議会がもたれ、かつての〈町村農会技術員－農家小組合〉の機構は一層拡充されたといえる。1940年の農会法改正により、系統農会に対し農業統制に関する権限が付与され、かつ部落農業団体の市町村農会加入が認められたのも、以上のような農事指導組織の発展の結果であったといえる。<sup>57)</sup>それはまた米騒動を画期として整備されはじめ、経営改善事業によって技術員と中堅農民層を機構とし、農家小組合を下部組織とした農会系統が、農業共同作業奨励を経て戦時農業統制によって機構的にも国家的な農事指導組織として完成を見たことを意味した。もちろんそれはもはや農民的なものとしてではなく、戦争協力機関としてであったが。

さて、系統農会については栗原百寿による次のような有名な性格づけがある。

「農民運動が小作農民的・反政府的・階級斗争的であったのに対比していえば、公共的、全農民的な系統農会の農政運動は地主的であり官僚的であり、階級協動的であったということができるのである。しかしながら、農会運動が地主的であったということは必ずしもそれが狭い意味で地主の利益のみを擁護し、地主の利害のみを問題にしてきたということではない。そうではなくて、地主層がいわゆる農業者の利益代表として、全農民層の利益を代表する前衛として進出し、地主の利益と矛盾しないかぎり一般農民層の利益を擁護代表して、地主と農民層との協調をおし進めていったということである」<sup>58)</sup>

この評価はすでに通説と呼んでいいが、重要なことはそれが農会の農政運動に対するものだという点である。というのも、農会の農政運動は栗原が

---

57) それは更に1941年の農業生産統制令となるが、それらについては田中学、前掲稿、360頁以下を参照。

58) 『栗原百寿著作集V 農業団体論』校倉書房、1979、155頁。

摘していたように経済更生運動の下で地主的主体性を失っていった。しかしそこで系統農会は弱体化したのでも、停滞したのでもなく、むしろ農業団体として組織的に発展し、精農的な中堅農民層を中核により広汎な農民を組織するものとなったのである。本稿が経営改善事業の展開を考察したのもそのような意味においてであったが、これは先の栗原の性格づけを更に一步前進させる必要を感じさせるものであった。実際、1939年における市町村農会総代の階層別割合は、地主9.7%、自作52.9%、自小作26.1%、小作7.3%、その他2.7%で、自作・自小作がほぼ8割を占めるものとなっている。<sup>59)</sup>これはすでに、市町村農会が地主の機構というのではなく、戦後的な経営実力者層主導の農村構造を反映した組織となっているのではないか。こうした点の解明こそ、今後の事例分析の課題といえる。

---

59) 前掲『帝国農会史稿』（記述編）838頁。